菱川師宣画
百人一首像讃抄

へ 4
4324

百人一首像讃抄序

まこと古今のうたよみにもまさりたまひし八世をり
えらびおかれしハ世の人の心よはくなりてさしもなき
にまいわざるにしきこえたるにわりにておとりがハ
のさくしやの撰集をあつめひとつになりたがり
がうたをみるにやとしこの百人一首の色紙を
ざりもとりそれらのうたどもをいつくしみゆかれ
むかしふんごやうなるめでたくべきれば作者のなかに
ろんずとしらず密せられしものの心のかへりて
おりはまんりのさいふすしよおくてゆまま
のさきそのまへつぞちれてえしきき
と阿りしがいま爰の世に人おまのくむかしのこれたりこそ南何
ものまへのこれのうちおくせるのうりそてもとらのうさハおかり口傳なら
すふて語家もちゆふかくつざりまれどもちさのおりむきそゆりはよも
るそうれわりあのそ作文もべきちのすりいちわりひいらさのめそうた
わらひいさくわろ人のうたをひらりまさ箱に庭よふしてようごとはさのさ
ぞくちきをへたらまこうり箱毛眼耶乃うさハさとひ深秘すりとも作のり
みなよんどうけぬ家人ハよくぞ出べきさよおもいこのまうとうへしてえてひまら
らまにろりこの百首ハ二条家乃骨肉こられるをもつて後の宗家のん
とさらりあるべきもすしぞ師說作るし

天智天皇

秋の田の
かりほの
庵の
とまをあらみ
わが衣手は
露にぬれつゝ

諱ハ葛城御在位十年近江國大津宮志賀郡御母ハ皇極天皇舒明同く欽明天皇崩し給ひて天下係属也系圖ニ云母后乃係属乃別に号近江帝又葛城天皇又号田原天皇大化十年壬戌十二月三日崩御五十八歳天命開別号とかうす

舒明天皇 — 天智天皇 — 持統天皇（天智オ二ノ皇女 天武后）
　　　　　　天武天皇 — 元明天皇（天智オ四皇女）

茅渟王 — 皇極天皇（天智天皇ノ母帝 欽明天皇ハ皇極ハ重祚 舒明天皇ノ后）
　　　　孝徳天皇 — 有馬王子 後ニ即位

かりほの庵とハ一説ハ刈穂乃庵一説ハ假庵の庵なりとどもかりそめによむへしとぞ但するとり庵のいほりよりとさや例のまき詞とさそうのこゝろハ秋の田のかりのをそれをおきてわきさすよりよりきそくまくも露とふせぐなりるはまたいのちぶくしとかさありゆかれことわそぞれわるようしおうりそのゆへハ王道の御述懐

のはゝらすりしさゝく九州よおりまゐらせよとおそれ給て非常の変をすまく村の人
とゝのせて西へおもむき天子のみかどにて見たまふ主たりやけさ中
流心あり京たよく治かりけり上代の風なり
んその後さひ金の八稲と細なるにおもふへし世をとぞゝよく使情とこゝへまゐるとそのかは禮
説申上もたゞおりなかゝりしへしるとよとぶらへしとこふすはみぞよ[illegible]
[illegible]そのゆへ民のくるしみを[illegible]りの時をしらしめ
唐まで田をかりて民のこゝろを[illegible]てみかどのおぼしめしたまふ王子の御歌に
うまさとうけたまはる[illegible]らまことの御ぞ
むかしふうなり
秋田のかりほの[illegible]秋の田の[illegible]にて露をおよかり
[illegible]一万民の備庵を[illegible]天智天皇九州よりのぼり[illegible]
[illegible]民の衣も[illegible]
[illegible]
[illegible]
十二日[illegible]十二月[illegible]十二日[illegible]
月よ[illegible]秋の田[illegible]
[illegible]天子より[illegible]
国母の[illegible]
[illegible]国母[illegible]
[illegible]
位[illegible]国母よ准[illegible]

女帝なり天智天皇第二の皇女又持統天皇と申す諱は高天原廣野姫天皇又鸕野讃良皇女母は越智娘大臣蘇我山田石川麻呂女なり天武天皇の后草壁皇子の母后也治天下十一年大宝二年十二月十日よりかくれたまふ
[illegible]

天智天皇の御代にくゝるこ敬光の人丸
の[illegible]ゑ大ま姫は柳本殿八人の蓋上皇の
[illegible]仕持続文武ゝ聖朝遇[illegible]田[illegible]帝
[illegible]

猿丸太夫

鶴の子もち
ちとせ
ちとせ
ちとせ
ちとせ
ちとせ
ちとせ
ちとせ

あまのはらふりさけみれば
かすがなる
みかさの山に
月いでぬ
仲麿

貴師

小野小町

輝内
これやは
ゆくとかえるの
別れても
逢坂
あふ坂
の関

参議篁

和田の原八十島かけてこき出ぬと人にはつけよあまの釣舟

姓小野　参議　左大弁　号野相公

敏達天皇—春日皇子—妹子—毛人—毛野（正三位中納言）—永見（陸奥守従五位下）—峯守（従四位上参議）—篁
道風（正四位下）
保衛
好古（三木左大弁）

此篁ハ破軍星の化身也

官ハ文章生弾正少忠大内記蔵人式部少丞大宰少弐東宮学士弾正少弼兼美濃守等を経て承和元年正月十九日遣唐副使となり給ふ。そ[illegible]

第二の船と第一の船と[illegible]副使[illegible]遣唐の使を[illegible]承和二年十二月五日[illegible]承和七年四月に召返され[illegible]仁寿二年十二月廿二日卒

[illegible]

陸に流され[illegible]

[illegible]

俗名良峯乃宗貞号花山僧正又[illegible]
[illegible]寛平二年正月十九日滅七十五
任良[illegible]院別當良因朝臣

桓武天皇
平城天皇
嵯峨天皇
淳和天皇
良峯
正三位大納言
冬嗣公同母
仁明天皇
安世
右大將
左中弁正四位下
左中將安世八男
法名遍照
宗貞
素性
雲林院別當
俗名玄利
由信

延暦二十年賜良峯

[illegible]

僧正遍照

あまつ風雲乃かよひ路吹とぢよをとめのすがたしばしとゞめん

[illegible]

諱貞明帝在位八年清和天皇
三年九月廿九日落飾入道四年崩大后
藤原のり子右中将言也良女
文德天皇　清和　陽成院
貞觀十年十二月十六日淳和同十一年二月二日
皇太子二歲同十八年十二月九日受禪九歲
元慶元年正月二日元服十五歲同八年二月
四日位十七歲天曆三年九月廿九日崩御
八十歲又云陽成院と云義院と号す

陽成天皇　仁明天皇　淳和
在位八年　王辰生　男女四人
弘仁二年　王辰生　男女四人
天長元年　王辰生　男女四人
嘉祥元年十二月廿七日正四位下元服日
同年十月廿日任左兵衛佐
三年十二月廿七日従一位即位同月廿五年
輦車宣旨二年奉政事同五年
八月廿五日薨七十四歲同廿八日贈正一位

諱時康仁明帝三ノ四ノ御子　二年

号仁和帝

仁明天皇 ― 文徳天皇 母藤原氏 后藤原氏

― 宗康親王 後大政大臣位追贈

― 光孝天皇 母宗康親王ト同ク

天長七年　庚戌降誕　承和三年　正月七日
叙四品　同十二年　二月元服　同十五年　正月
常陸大守ニ任ス　二年　九月　中務卿ニ任ス　嘉祥元年
十月廿二日三品ニ叙ス　歳貞観六年　十六日上野
大守　同十二月廿七日二品ニ叙ス　歳十八年　十月
三河大守ニ任ス　元年　正月七日一品ニ叙ス　歳十四歳　同年
太宰帥　同二月四日　貞観十五年　歳十四歳　仁和三年　八月廿六
日　薨　位　品　歳五十八歳　八月三日　葬ル　松山陵

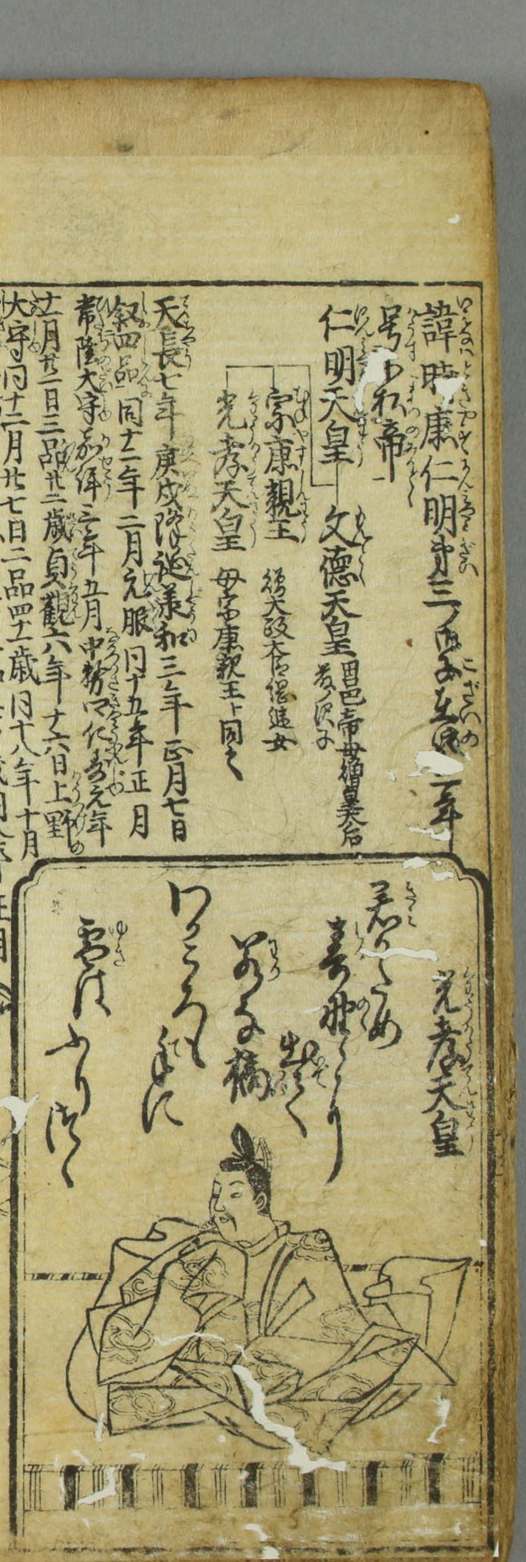

桓武天皇
平城天皇
阿保親王
伊登内親王
大江音人
在原行平
在原業平
在原仲平
阿保親王五男也
中納言行平
立ちわかれいなばの山の峰におふ
まつとしきかば今かへりこん

五原業平朝臣
武蔵磨
真仁
林田
富士丸
伊衡
業原敏行朝臣

内麿―真夏 日野家元祖

濱雄―家宗

関雄 古今作者

継蔭―女子伊勢

大和守伊勢守

[illegible]

陽成院第一御子三品兵部卿

陽成院―元良 天慶六年七月廿三日薨 五十四歳

[illegible]

拾遺集

[illegible]

素性法師 俗名玄利 系図見遍照之子 上古伝ニ云 俗名良岑玄利 文云 宮仕 初冠式部丞 任律師 云々 或書

[illegible]

十七

文屋康秀 先祖不見 字文琳 縫殿助宗于男 古今集 任参河掾 或中納言朝康父云々

[illegible]

伊豫権守正五位下或従五位下由見おも

平城天皇―阿保親王―在原行平
大江音人―在原業平
千古
千里（大江音人男）

日は陽の飛られはむまいり心の和らかう月は陰の気にて冷けれはものかなしく…（判読困難）

秋来只為一人長
我中勝所是秋天

小野天神 右大臣 正二位右大将 贈太政大臣正一位 天照大神第二子天穂日命十四世孫野見宿祢…仁徳天皇…十一世孫古人 天平元年六月廿五日改賜菅原姓

天穂日命―宇庭―古人
清公（大学頭文章博士 従三位侍読）
是善（長者文章博士兼大内記 従三位 刑部卿 清和侍読）
菅家

謝湘中春色
只見ゑ程不見春
水生風裏布帆新
比来天地一般人
應被百花撩乱笑
高藤
定國
定方
為時
三藤右大臣

忠平 拾遺にあり 小一條大臣師尋公の四男

冬副 ― 良房 ― 基経

時平 本院左大臣

仲平 枇杷大臣

兼平 中御門右大臣

忠平 後園宇多院御時関白 左大臣 号小原殿

惟喬 新信濃国真食公

師輔 九条右大臣

忠平の利基と男実頼中納言 左大臣 従一位 摂政 関白 三条右大臣 号小一条

義孝 二年 薨 年七歳

この公は注釈に今の光孝天皇のこころにかなひ給ひ
しまつりしかのあるかなりとぞ
いつつの源の字をいただきたまふ
のみかは今はこの世にかくれたまひぬ
とかの御子たちにもかくれたまひぬ
とせにそなりぬ
久しいかのあひらの年にかくれたまひ
こころにかなひたまふ
さぬきのかみ
凡あり
ちりぬ

右京大夫源宗于朝臣

光孝天皇 ― 是忠親王 ― 宗于

聞院續古今作者

三光院云、御流にハくのこしくたし帝王の系図に光孝天皇孫源右京大夫正四下とあり、又帝王の系図に

冬のころそよみ侍る山さとは常に秋のころさへさひしきに冬の中にさひしさまさりてあはれなり、その心を人のこゝろにかけてよめり。人めも草もかれぬとおもへハ、山さとのさひしさをおもひつゝけて、心あるさまをよく云ひとつゝけり。三光院の說なり

山里は冬そさびしさまさりける人めも草もかれぬと思へハ

源宗于朝臣

古傳云、先祖不見。甲斐少目。御厨子所預。延喜七年正月十三日任丹波権大目。後任淡路権掾。任和泉権掾。又甲斐少目。六位より又用此目、自ら是高子ならく

はつしもの置まどはせる白菊の花といへるこゝろは、初霜のおきてしろきに白菊の花のいつれともわかれぬを、心あてにをらはやをらんとよめり。初霜のおきまとはせる白きくの花をたつねて見るに、いつれか霜いつれか花ともしらねは、心あてにをらはやをらんと也。はつしもの白菊におきたる色をわかちかたきを、あはれにおもひてよめり

心あてにをらはやをらん初霜のおきまとはせる白菊の花

凡河内躬恒

吉田忠峯

大門流[illegible]立[illegible]下[illegible]かゝ[illegible]の御書[illegible]

坂上田村丸―廣野―當常

[illegible]―是則―[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

光孝天皇
有常
有友
有友則
宗庭
源成
眞人

紀貫之

清原深養父

[illegible]
三月十日薨 十二歲

淳和天皇 弘 廣根天皇 言正 位階俗姓

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本名九郎判官源義経
天保二年 仕掛花火大目

忠仁
時平
貞信
菅原道真

三条右大臣定方三男母ハ中納言山蔭女

内大臣高藤 ― 定国 泉大将 ／ 定方 ― 朝忠 従三位中納言 ／ 朝頼

[illegible]

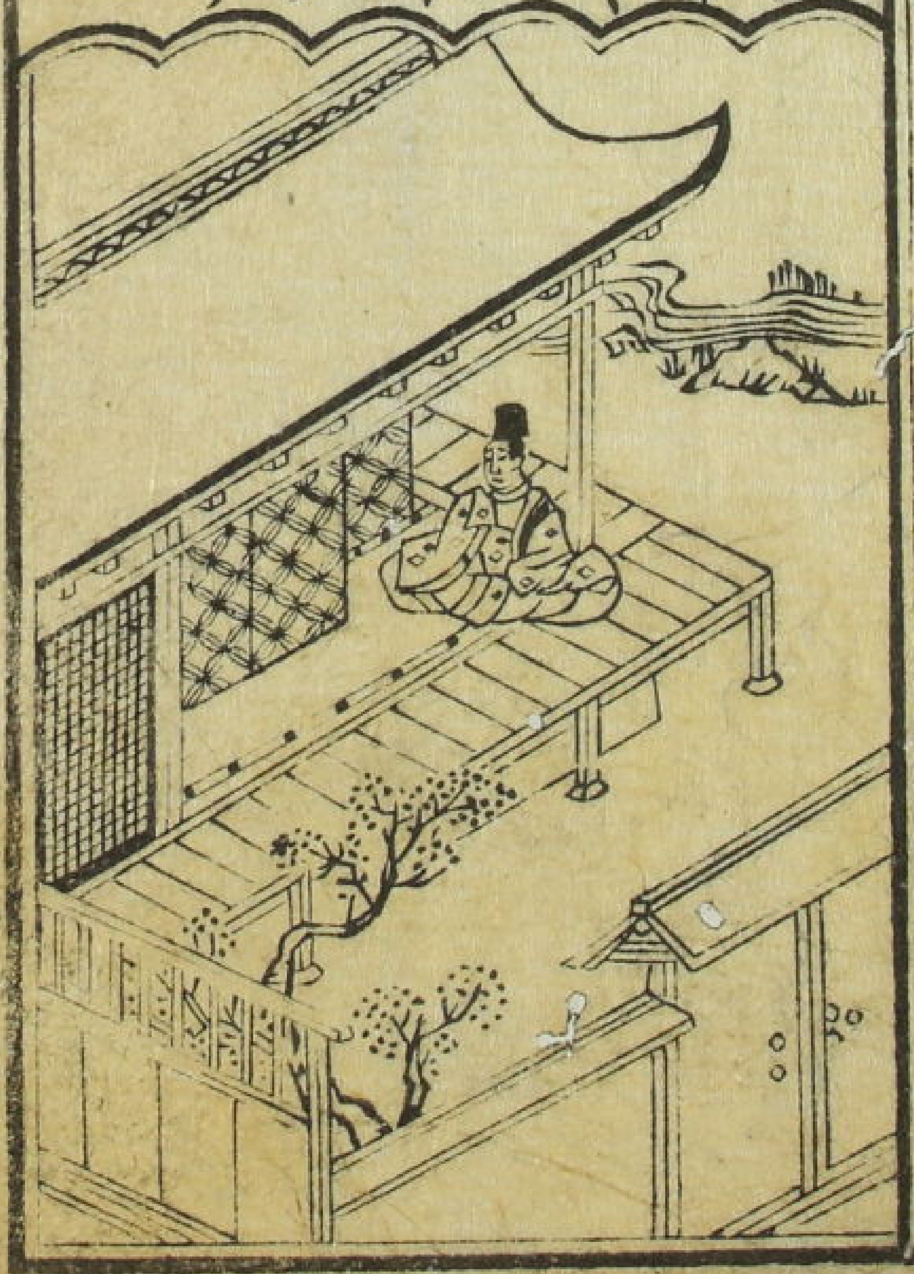

一条摂政伊尹公 九条右丞相師輔公一男母ハ武蔵守経邦女天禄三年薨三十九歳 [illegible]

貞信公 ― 師輔 九条右丞相 ― 伊尹 ― 義孝

行成 侍従大納言

[illegible]

先逝不見

寛和の頃の人とぞ

江海波掛ぞ

流号曾母

賞彩好忠

先逝不見寛和頃人ぞ清ケ岡海

序家集有

恵慶法師

清和天皇
貞元親王
三木治部少輔正四位下源姓
義忠
三河守侍従陽孝姓
義信
北面武士作
相模守
重こく
冷泉院方に向ふ力
源重こく
常般大連系
物部連系
國足
意麦麿
清麿
今麿
常麿
豊良
浦道
頼基
浦宣
浦祝
浦紀
浦勢大補

恒徳公四男 母ハ謙徳公女

師輔 九条右丞相

恒徳公 法住寺太政大臣従一位 師輔公九男 母ハ武蔵守経邦女

道信 左近中将従四位上 母謙徳公女

正暦五年卒 二十三歳

此哥ハ女のもとより[illegible]てつかはしける[illegible]
て有二首の内なり
[illegible]
[illegible]

藤原道信朝臣

明ぬれハくるゝものとハしりなからなをうらめしきあさほらけかな

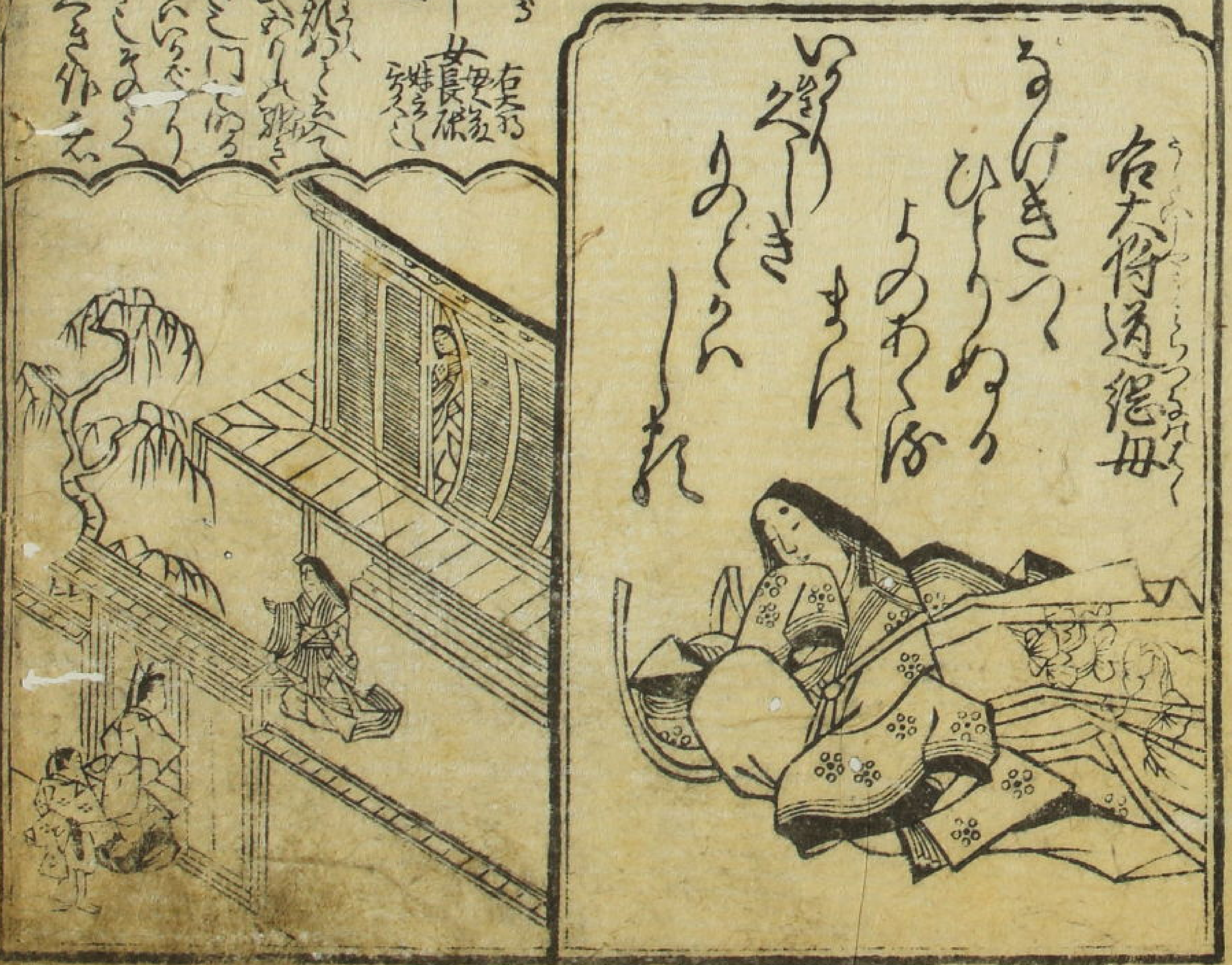

右大将道綱母

なけきつゝひとりぬるよのあくるまはいかにひさしきものとかはしる

東三条入道関白兼家公室 藤原倫寧か女なり [illegible]

師輔 九条右丞相

兼家 号法興院 又号東三条入道関白

道隆 中関白

道兼 粟田関白

道長 御堂関白

道綱 大納言 母倫寧女

伊周 帥内大臣

道雅 左京大夫

冬嗣 閑院左大臣

長良 中納言

是茂

倫寧

女 右大将道綱母

此哥ハ[illegible]
[illegible]

保同三司伊周公女と保二位の移
業忠女中関白道隆公室後拾遺
門大臣三位門流　長徳長徳二年二月廿四日
従五位下太宰府門三年四月五日
大臣保同三司私公保門三司ハ三公准ずる
保周公勅例と准ずるなり代々是又准擬
才云位二位度々と保同三司と云ふなり

頼朝公五位下
敦敏早世
佐殿三条殿賜官位記三所
廉義公一男号四條大納言母大納言
佐殿公号二佐殿
廉義公同母兄弟
頼忠母同一号三条
公任
定頼後書
母八條中納言実方
母八條中納言
大納言公任
源ノ
ひかりを
そへて
ふるあめ
ぬれて
ぬれて
うとやのしまれ

上東門院の女房大江の雅致女母は越中守
保衡の女兄は江侍従匡房の母は
母は泉式部と通具の妻なり
上東門院女房号二和泉式部一
女

上東門院女房号二和泉式部一
殿女房源氏物語の作者紫式部乃信
女匡房妻大貳三位母
中納言兼輔
雅正
時
定頼
公任
公成
公信
公資
公実
公能
公通
実行
実方
実成
実房
実雅
実宣
実兼
実隆
実為
実教
実世
実治
実条
実盛
実躬
実持
実冬
実夏
実秋
実春
実雄
実雅
実宣
実兼
実隆
実為
実教
実世
実治
実条
実盛
実躬
実持
実冬
実夏
実秋
実春
実雄

右衛門佐 宣孝女 母ハ紫式部
陵一条院御乳母イニ居給泉院内乳
母ゝく大貳成平 妻ゝり仍ケ号大
郎三位ゝく 内大臣

高藤 ― 定方 三条右大臣

朝頼 後冷泉院 従四位上 ― 為頼 右兵衛尉 従五位上

宣孝 従五位下 ― 女 賢人 従三位 撰ゝの作者

大貳三位

ありまやま
いなみのさと
月かけの
そそくよ人を
ゆめとそ
ゆめとそ

上東門院 女房 紫式部 ― 大弐三位 ― 賢子 中関白寄通 ― 人倫 ― 中関白道長 ― 人倫 ― 中関白寄通 ― 人倫 ― 中関白道長

光孝天皇 ― 光忠親王 ― 平等行

平兼盛 ― 女 赤染衛門

行成中関白の御子よ行成の時ゝ人ゝ
人よりもひて和ひ
ゆ行成ゝ
ゆ行成ゝ
ゆ行成ゝ

和泉守橘道貞女　女房

橘諸兄公十世孫　仲遠　道貞

小式部内侍

因幡に和泉式部侍りけるを、藤原定頼中納言、たはれ事のついでに、

大江山いくの道の遠ければ
まだふみもみず天の橋立

と、たはれかけられたりけるを、小式部内侍、

いまだ京へも
まだ文もみず
あまの原
ふみやまの道
いくの道

と、よみかけたりけるを、定頼中納言、

あやしくも
ことばにいでて
いはれけん
思ひもよらぬ
いくの道かな

と、あやまりたりけるを、

小式部内侍

上東門院中宮の時候すとて、

紫式部

上東門院の女房、例号

紫式部、大内記藤原為時の女、

知られたる一條院の中宮、紀氏の女、八重子、

と、人のそしりけるを、

れいの歌を、

きもとに、

にのさうし、

ちりし八重さくらとをきそひて、

部屋のこしつぼにさぶらひ、

中つのすはだのうちとし、

もとをのすはだのうちとし、

うつくしくはべりけれ、

清水観音

侍周　道雅　後三位左京大夫

女子　東門院女房多人宣旨後撰遺作者

狂歌師言定類
あさがほ
うらみ川
うりうり
うるよ
わかまつ
いろか
せどの
あ〜ゆ

相模
うみひ
わすれぬ
神くも
わすれと
忘るよ
うらうら
みそそ
あまれ

三井寺円満院猊師天台座主法親王

三条院　小条院　添基平

行尊　護寺牛車　烏羽白川院護持僧昔三井寺ヨリモ座主成ル也又住平等院

梅ノ枝ヲ折テ云烏羽院ノ時ノ歌ノ侍ル歌ノ定ニ侍ル歌ノ陸奥ノ歌ノ

仲子　家房式家仲女

一女三条帝ノ皇子八世孫桜仲女

桓武天皇　葛原親王　高棟

惟范　時望　真材

親信　重義　維仲

周防内侍

三條院

後冷泉院
後朱雀
後一條
後三條
後白河
後鳥羽
後堀河
後嵯峨
後深草
後宇多
後二條
後伏見
後光厳
後円融
後小松
後花園

良還法師文殊菩薩問答

住大原一坊

母方の方湖に家し女房

白菊と云也

中納言源道方男母は源四郎女

宇多の天皇 ― 敦実親王 ― 雅信 ― 重信 ― 道方 ― 経信

後頼 ― 後恵

いにしへは田子の浦とうたはれし所の名ところ
さすらへらあり今は門田の
ゆたかなれの秋風をとうたへり
あの風情をとうたへり
されのあくにはんとうたへり
ゆたかなれの夕されのいなばとうたへり
和尚の聖廟はこれの所なり
夕されのあれとはいなばとうたへり
ゆたかなれの夕されのいなばとうたへり
夕されのあれとはいなばとうたへり

紀伊守重澄の妻
桓武天皇 — 葛原親王 — 高棟
惟範 — 時文 — 真材
親信 — 行義 — 範国
紀方 — 女紀伊守重澄妻

[illegible]

たつのとは
あるかの
なりや神の
めれしこそ
をれ

源子門親王家紀伊

女橘春親女 三位大納言 左兵衛督 [illegible]

大江音人 — 千古 — 惟時

光重 従四位上式部大輔 — 匡衡 従四位下式部大輔 — 挙周

成衡 従四位上信濃守 — 匡房 三位参中納言 [illegible]

拾中納言匡房
[illegible]
[illegible]
[illegible]

源俊頼朝臣

菊原基俊

道長
頼通
師實
師通
忠實
忠通
兼實
良經

鳥羽院
近衛院
後白川院

源俊頼二男従五位上皇后宮少進

宇多天皇 — 敦実親王 — 雅信 — 時中 — 朝任 — 師良 — 俊頼 — 兼昌

源兼昌

あさぢふの
をのへのくまの
ゆくすえを
いくよ
ねさめぬ
とこの冬守

源俊頼

秋風にたなびく雲のたえまより
もれいでる
月の
かげのさやけさ

待賢門院堀川
弁従伯父三位
顕仲
女待賢門院堀川
師房
弘房
待賢門院堀川

実定
後徳大寺左大臣

惟孝　惟恒

恵房　清孝

数浦

道円法師

孔浦は孔雀後改後成安元年九月
十日卯の刻に正成九年十月
二歳去年於和泉国[illegible]九十賀

道長　長家　忠家

後忠　後成

定長　定家

女房　定教

清輔
重家
顕家
有家
俊恵法師

信名義清或則二ツ惡清義家歟
清さ又義清も和歌所下司
義成 豊沢 林雄
秀の郷 一常 文俊
久光 久清 季清 康清
義清 信名宗信 西行ト改西行ト

月の光こそこんの法師月よりのくらるる
ひかりよりあるくて月のつゐとてこそ
やうこそ月のひかりにかくれぬ
これ月の明るきうちにかくれたるさま
うつゝ
世よ世よ世よ世よ世よ世よ世よ世よ世よ世よ
やり水のやうにやり月のみさまのそよ
いとくらくしてやうにくれはあるかの
（のちの）ひとつ天の丹表
若狭の城若平手天の女房
ゆるし山侍りゆるうつ

信名宗信中勢の浦へ遊学車也 信成ハ
打ゝ出ハ信海ゆく

信成 定長

信海阿弥梁

明月ゆくゆく建仁二年七月廿日午時
計 手上なる中納言 舞運 浦へ遊学由云
[illegible] 迎也 依為相服為也
[illegible] 自初 [illegible] 普久相別 [illegible] 数十回況於
和歌 [illegible] 辛 [illegible] 迎初也 今
[illegible] 泉 [illegible] 可 [illegible] 可 [illegible]
[illegible] 辛 [illegible] 逝去の時

式子門院新王
高倉院
後白河院
安徳天皇
後鳥羽院
順徳院
土御門院
後堀河院
後嵯峨院
後深草院
亀山院
後宇多院
後伏見院
後醍醐院
後光厳院
後円融院
後小松院
後花園院
後土御門院
後柏原院
後奈良院
後陽成院
後水尾院
後西院
霊元院
東山院
中御門院
桜町院
桃園院
後桜町院
後桃園院
光格院
仁孝院
孝明天皇
明治天皇
大正天皇
昭和天皇
貞平親王
師房
師忠
後澄
師澄

後白川院第四皇子右大臣
為朝　統子　頼朝　源頼朝
従三位　中納言

朝忠
従五位上陸奥守

行忠　信成
従五位下

女　殿富門院懐子

女　日院左衛

或伝菅原相人世孫菅原生良也
[illegible]

良[illegible]
[illegible]前関白[illegible]二男母[illegible]
[illegible]

正三位頼政二女ゝ二条院ニ仕ル

清和天皇 — 貞純親王 — 経基

満中 — 頼光 — 頼綱

仲政 — 頼政 — 仲綱

頼行

女 二条院

実朝公右大将相模二男母早時政女孫尼

清和源氏 義家 — 為義 — 義朝

頼朝 — 大内三右大将 — 源二勇佐会

頼家 — 実朝

実朝 — 常盤井相国

参議雅經
前大僧正慈圓

道前大臣

通秀

実宗

道前大臣
花ちるふ
あるしの
庭の
雪をすて
ふりゆく
身はいと
ゆかしく

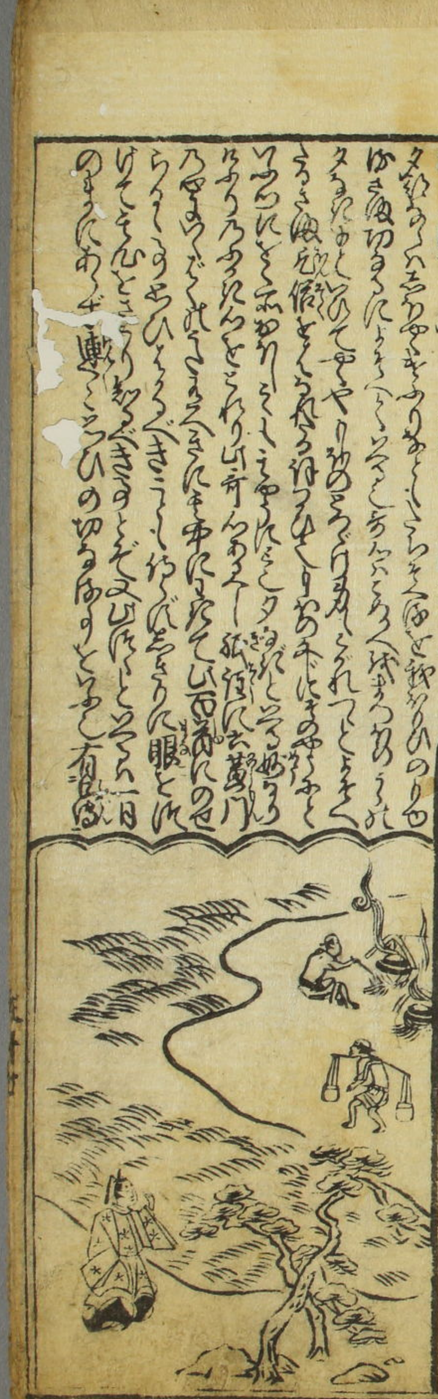

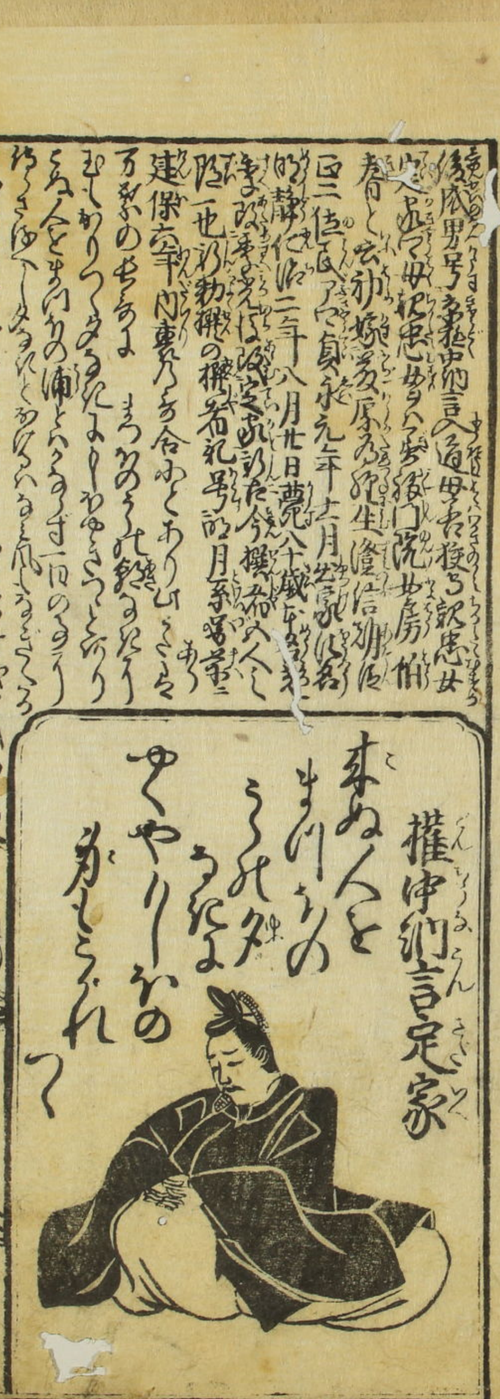
權中納言定家
来ぬ人を
まつほの
浦の
夕なぎに
やくやもしほの
身もこがれつつ

前中納言太宰権帥光隆卿二男。号壬生二位。宮内卿。[illegible]

兼輔 ― 雅正 ― 為頼 ― 伊祐 ― 頼成 ― 清経 ― 隆時 ― 清隆 ― 光隆 ― 家隆 ― 隆祐

此うたは寛喜元年女御入内の屏風に [illegible]

従二位家隆

風そよぐならの小川の夕暮は
みそぎぞ夏のしるしなりける

諱尊成。高倉院第四御子。母七条院 [illegible] 信隆女 [illegible] 四歳。同二年七月 [illegible] 文治六年正月三日元服。十一歳。建久九年正月譲位。十九歳。承久三年七月八日於鳥羽殿御出家。法名良然 [illegible] 隠岐国 [illegible] 延応元年二月廿二日崩。宝算六十。[illegible] 後鳥羽院 [illegible]

[illegible]

後鳥羽院

人もおし人もうらめしあぢきなく
世をおもふゆへに物おもふ身は

諱守成
母明院 家子 [illegible]
[illegible]二年十月五日[illegible]歳兼光四年
十月廿九日受禪 [illegible]歳兼光三年[illegible]月廿
日譲位同七月奉移[illegible]後国[illegible]三年
九月十二日崩 [illegible]歳 [illegible]国

[illegible]

順徳院

百人首作者之部類附父子并三代續之歌人此内に次八細字之事也

天智天皇
崇徳院
天子八人
持統天皇
後鳥羽院
親王武人
元良親王
貞信公
河原左大臣
公任卿
中納言八人
家持
定頼
仲麿
光孝天皇
三條院
政治人
議徳公
大臣八人
三條右大臣
大納言武人
汀平
医房
冬嗣
兼輔
定家
後京極摂政
法性寺関白
後徳大寺左大臣
猪名右大臣
入道前大政大臣
信卿
教長
明月
後成
推理
家隆

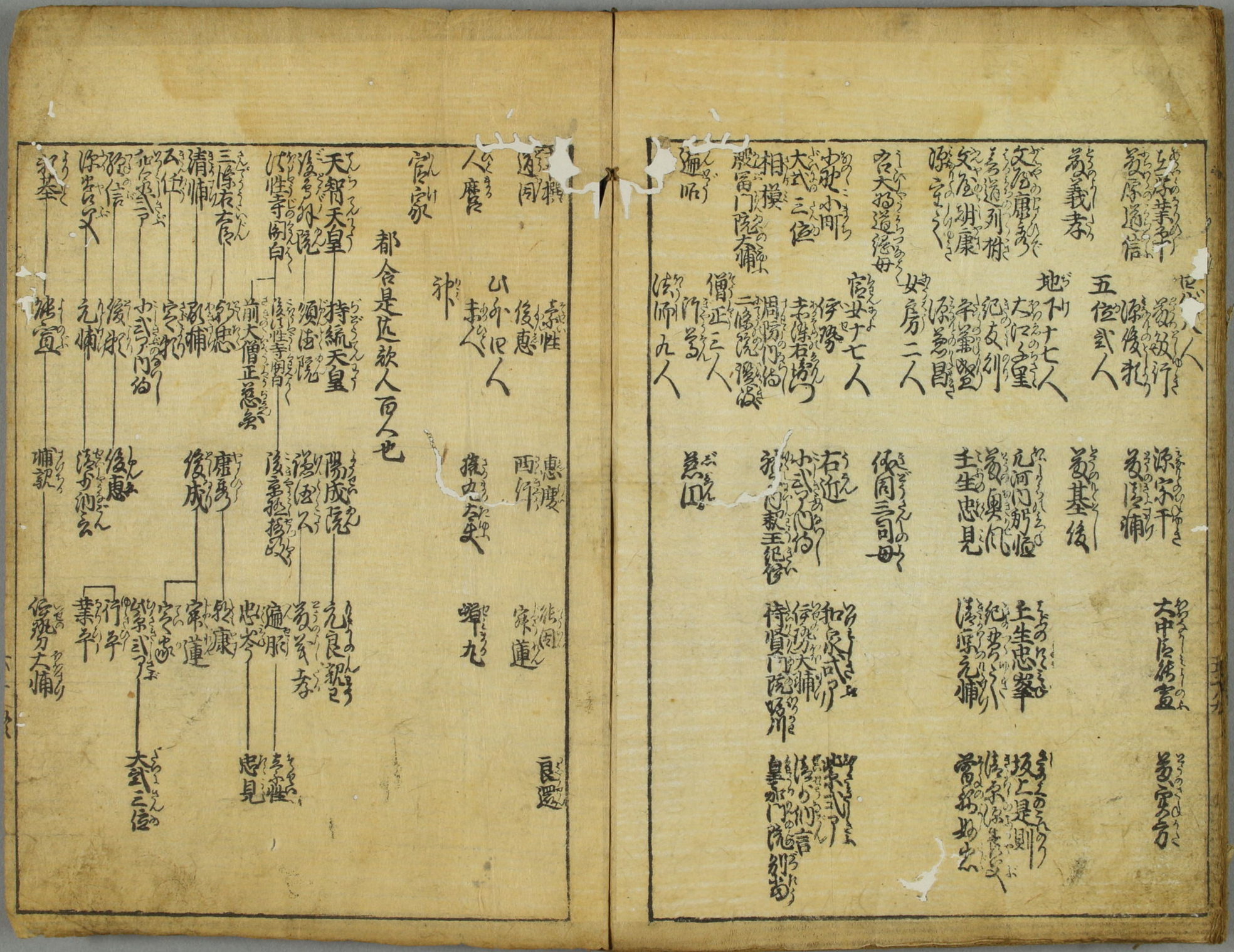
五位弐人
地下十七人
女房二人
宮女十七人
僧正三人
法師九人
大中臣清宣
菅宮方
坂上是則
都合是迄欲人百人也
天智天皇
持統天皇
元良親王
菅原孝標
清原元輔
大弐三位
行平
業平
良遍

此百人一首ノ注釋近代往々ニシテ或態或略或異或同依難
一定而此百首者道ノ家傳和歌ノ骨肉尊ク者ノ肝心也云ヘ依ノ日任
師説又加取捨爲一冊作者ノ系譜也足汗役勤加ノ依態ノ多畧
事等有ノ未決ノ事者猶閲ノ連々困眠ノ暇猶可補ノ而已
于時慶長元暦臘天晦日對雪夜ノ寒灯故忘下ノ凍硯記ノ
右百人首ノ孫信友ノ衣服改并孫ノ心ヲ孫ニ道河氏
江城ノ下久大和繍師
菱河吉兵衛師宣
右此本前方拔合年ハ板行仕ル以ノ有ノ家説ヲ板見ヲ加ヘ注釋ヲ誤
有ノ處ノ誤謬法令改ノ後ノ清書ノ遺ノ令ノ略板行ヲ所也
元禄五歳申初秋吉日
明林軒開板

一之巻